

議案第27号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の4 (略)</p> <p>2 都市公園法施行令(_____)以下「公園令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合においては、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として前項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 公園において次の各号の<u>一に</u>_____ 該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする者も同様とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第6条 公園においては、次の各号の<u>一に</u>_____ 該当する行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項の許可に係る事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 市長は、次の各号の<u>一に</u>_____ 該当するときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(監督処分)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、_____ 当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の4 (略)</p> <p>2 都市公園法施行令(<u>昭和31年政令第290号。</u>)以下「公園令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合においては、同号に規定する建築物に限り、公園の敷地面積の100分の10を限度として前項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(<u>公園令第8条第1項の地方公共団体の条例で定める割合</u>)</p> <p><u>第2条の5 公園令第8条第1項に規定する地方公共団体の条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p> <p>(行為の制限)</p> <p>第4条 公園において次の各号の<u>いずれかに</u> 該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする者も同様とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第6条 公園においては、次の各号の<u>いずれかに</u> 該当する行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項の許可に係る事項については、この限りでない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第13条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u> 該当するときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(監督処分)</p>

第16条 市長は、次の各号の一に_____該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは公園からの退去を命じることができる。

(1)～(3) (略)

2 市長は、次の各号の一に_____該当する場合には、使用者等に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命じることができる。

(1)～(3) (略)

(届出)

第18条 次の各号の一に_____該当するときは、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(損害賠償義務)

第19条 公園施設を滅失、損傷又は殺傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 (略)

(過料)

第20条 次の各号の一に_____該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

別表第2(第11条関係)

(略)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは公園からの退去を命じることができる。

(1)～(3) (略)

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用者等に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命じることができる。

(1)～(3) (略)

(届出)

第18条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(損害賠償義務)

第19条 公園施設を滅失し、又は損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 (略)

(過料)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科することができる。

(1)～(4) (略)

2 (略)

別表第2(第11条関係)

(略)